

## 地方独立行政法人大阪府立病院機構公告第156号

平成31年度から平成32年度までにおける地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪はびきの医療センター建設実施設計等コンストラクション・マネジメント業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

平成31年3月25日

地方独立行政法人大阪府立病院機構  
理事長 遠山 正彌

### 1 担当部署（問い合わせ先）

羽曳野市はびきの3丁目7番1号

(TEL (072)957-2121)

大阪はびきの医療センター事務局新病院整備グループ

### 2 業務概要等

#### (1) 業務名称

大阪はびきの医療センター建設実施設計等コンストラクション・マネジメント業務

#### (2) 履行場所

羽曳野市はびきの三丁目7番1号

大阪はびきの医療センター

#### (3) 業務概要

入札説明書及び仕様書による。

#### (4) 契約期間

契約締結日から平成32年12月28日（月）まで

#### (5) 入札手続

本入札は、郵送（書留郵便）又は宅配便（以下「郵送等」という。）により入札参加資格申請書類及び入札書等の提出を行う。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、次の要件をすべて満たす者であること。

#### (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得てい

ない者

- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項に掲げる者
  - ク 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第3条第4項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、大阪府測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格の再認定を受けた場合にあつては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は再生手続開始の申立てをされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者については、大阪府測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格の再認定を受けた場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 大阪府の区域内に事業所を有する者で、府税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) この公告の日から開札の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
  - イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
  - ウ 大阪府又は地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。）の不正行為があつたとして損害賠償請求を受けている者。ただし、入札参加資格確認申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。
- (7) 建築設計・監理について、平成31年度の大阪府測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (8) 大阪府において建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしている者。
- (9) 平成20年4月1日以降に元請として、病床（医療法第7条2項に規定する「一般病床」）の数が300床以上の病院（医療法第1条の5第1項に規

定する「病院」)の新築のコンストラクション・マネジメント業務の受注実績が2件以上あり、完了させた者。

(10) 業務実施体制は、次の条件を満たしていること。

ア 管理技術者(技術上の管理及び総括を行う者)及び建築総合、構造、電気設備、機械設備、建築コスト管理担当の主任技術者(管理技術者の下で各分野における担当技術者を総括する者で、発注者との定例的な打合せに出席する者)を配置すること。

イ 管理技術者及び各分野の主任技術者の兼務は不可とする。

(11) 配置技術者の資格等は、次の条件を満たしていること。

ア 管理技術者及び各主任技術者は、入札参加資格確認申請書の提出日において、入札参加者と直接的な雇用関係にあること。

イ 管理技術者は、認定コンストラクション・マネジャー(日本コンストラクション・マネジメント協会の資格試験に合格し登録した者。以下「CCMJ」という。)及び一級建築士の資格を有する者であること。

ウ 建築総合担当の主任技術者は、CCMJ又は一級建築士の資格を有する者であること。

エ 構造担当の主任技術者は、CCMJ又は構造設計一級建築士の資格を有する者であること。

オ 電気設備及び機械設備担当の主任技術者は、CCMJ又は建築設備士若しくは設備設計一級建築士の資格を有する者であること。

カ 建築コスト管理担当の主任技術者は、CCMJ又は建築コスト管理士若しくは建築積算士若しくは一級建築士の資格を有する者であること。

#### 4 入札説明書等の交付

入札説明書及び入札参加資格確認申請書等を次のとおり交付する。

(1) 交付期間

平成31年3月25日(月)午前9時から同月29日(金)午後5時まで

(2) 交付方法

大阪はびきの医療センター(以下「医療センター」という。)のホームページにおいてダウンロードができる。

ホームページURL：<http://www.ra.opho.jp/>

#### 5 入札参加資格確認審査手続

(1) 本入札に参加を希望する者は、次に従い、一般競争入札参加資格確認申請書及び添付資料(以下「申請書類」という。)を提出し、医療センターの確認を受けなければならない。

ア 提出期間

平成31年3月25日(月)午前9時から同月29日(金)午後5時までに必着のこと。

イ 提出方法

郵送等により提出すること。持参又は電送による提出は認めない。

ウ 提出場所

〒583-8588 羽曳野市はびきの3丁目7番1号

大阪はびきの医療センター事務局新病院整備グループ

- (2) 入札参加資格確認結果通知書返送用封筒を申請書類に同封すること。この返送用封筒には、返送先を明記し、返信用切手を貼ること。(切手料金はA 4判普通紙1枚と封筒分の重量とする。)
  - (3) 入札参加資格の確認の結果  
入札参加資格の確認の結果は、平成31年4月2日(火)に通知するものとする。
  - (4) その他  
申請書類の作成費用及び提出に要する郵送等の費用は、提出者の負担とする。  
なお、提出された申請書類は、返却しない。
- 6 設計図書等の交付
- (1) 5(3)の結果により入札参加資格を認められた者に対し、仕様書、契約書(案)、入札要領、入札心得(以下「設計図書等」という。)を平成31年4月2日(火)より医療センターホームページより交付する。
  - (2) 設計図書等は本入札の積算及び見積り以外の目的で使用してはならない。
- 7 入札執行の日時及び場所等
- (1) 日時  
平成31年4月11日(木)午前11時
  - (2) 場所  
羽曳野市はびきの3丁目7番1号  
大阪はびきの医療センター 管理診療棟 2階 第一会議室
  - (3) 郵送等による入札書、委託費内訳書(以下「入札書等」)の受付期間及び提出場所
    - ア 提出期間  
平成31年4月2日(火)から同月10日(水)午後5時までに必着のこと。
    - イ 提出方法  
郵送等により提出すること。持参又は電送による提出は認めない。
    - ウ 提出場所  
〒583-8588 羽曳野市はびきの3丁目7番1号  
大阪はびきの医療センター事務局新病院整備グループ
  - (4) 提出に当たっては、本委託における入札参加資格確認結果通知書(写し可)、入札結果通知書返送用封筒及び当該入札額の根拠とする委託費内訳書を同封すること。又、入札結果通知書返送用封筒には、返送先を明記し、返信切手を貼ること。(切手料金はA 4判普通紙1枚と封筒分の重量とする。)
  - (5) 入札の結果

入札の結果は、落札者に通知するとともに、入札参加者に「入札結果通知書」を送付する。

(6) その他

ア 入札書等の作成費用及び提出に要する郵送等の費用は、入札参加者の負担とする。

イ 入札に際し、入札参加者は、当該入札額の根拠となる委託費内訳書を提出するものとする。

8 入札方法等

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 本委託の入札は、あらかじめ、予定価格及び最低制限価格を公表して行う。

予定価格等は、入札説明書に記載している。

ホームページURL：<http://www.ra.opho.jp/>

(3) 開札は、入札執行の日時及び場所において、入札参加者の中から医療センターよりあらかじめ選定された入札立会人及び当該入札事務に関係のない医療センター職員を立ち合わせて行う。

(4) 入札参加者は、開札を傍聴することができる。ただし、入札執行に関する発言等は認めない。

9 入札保証金

入札保証金は、契約事務取扱規程第7条の規定に該当する場合は免除する。

10 契約保証金

(1) 落札者は、地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程第44条の規定により契約保証金を納めなければならない。

ア 納付期日

契約締結の日

イ 納付場所

羽曳野市はびきの3丁目7番1号

大阪はびきの医療センター事務局新病院整備グループ

(2) 上記にかかわらず、契約事務取扱規程第26条第1項第1号又は第2号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

11 誓約書の提出の確認

落札者は、大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

12 入札の無効

期限までに入札参加資格審査申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、医療センターにより入札参加資格を有すると認められた者であっても、入札時点において3の入札参加資格を満たさない者のした入札は、無効とする。

13 落札者の決定方法

8(2)の予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき価格と同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより、落札者を決定する。このとき、入札立会人が該当していればその者がくじを引き、該当しない場合は当該入札事務に関係のない医療センター職員にくじを引かせて落札者を決定する。

14 手続きにおける交渉の有無

無

15 契約手続等

- (1) 契約書を作成する。
- (2) 落札者が医療センターの示した条件に違反した場合は、契約を締結しないことがある。

16 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口  
1に同じ。
- (3) 当該委託に直接関連する他の委託の契約を当該委託の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無  
無
- (4) 本業務を受託した者（協力会社を含む。）及びこれと資本関係又は人的関係のある者は、本件にかかる実施設計業務及び建設工事に参加することはできない。

※ 資本関係とは、①親会社（会社法第2条第4号。以下同じ）と子会社（同条第3号。以下同じ）の関係にある場合、及び②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。

※ 人的関係とは、①一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている場合、②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合及び③大阪府入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合をいう。